

仕 様 書

- 1 工事件名
久田浜宿舎避雷装置部品取替
- 2 工事場所
長崎県対馬市巖原町久田 7 3 7 - 1 1 陸上自衛隊 久田浜宿舎
- 3 工事概要
給水装置制御盤用高速回線避雷装置（計 6 台）の取替
- 4 一般事項
 - (1) 本仕様書及び図面に記載なき事項は、次の仕様書の定めるところに従い誠実に行うものとする。
公共建築改修工事標準仕様書（電気・機械設備工事編）令和 7 年版（以下「改修標準仕様書」という。）
公共建築工事標準仕様書（電気・機械設備工事編）令和 7 年版（以下「標準仕様書」という。）
 - (2) 本工事にあたっては関係法令規則を遵守し、誠実に行うものとし、特殊な工法等の施工にあたっては、専門工事業者の定めにより実施するものとする。
 - (3) 本工事に使用する材料は新品とし、監督官の検査を受け合格した材料を使用するものとする。
 - (4) 本工事の写真はカメラ（カラー）又はデジタルカメラを使用し、施工前、施工中、施工後及び監督官が指示する箇所を撮影し、簿冊に整理の上、監督官に 1 部提出するものとする。
 - (5) 本施工箇所以外の施設等には損傷を与えないよう十分注意して作業するものとし、万一、損傷を与えた場合には監督官へ速やかに報告するとともに、官側の指示に従い請負者の負担において原状復旧するものとする。
 - (6) 請負者は、関係法令の定めに従い石綿事前調査を行うものとし、石綿含有等が確認された場合は、監督官と協議するものとする。
 - (7) 本工事に際して疑義が生じた場合は、監督官と調整のうえ実施するものとする。
 - (8) 本工事にあたっては、請負者側において事前に現地を実測確認するとともに、見栄え良く施工するものとする。
 - (9) 本仕様書・図面に記載なき事項についても、取り合い上及び技術上当然施工すべき事項については、請負者の責任において実施すること。
 - (10) 本工事に際して施工箇所以外の施設への立入りについては、監督官の指示に従うとともに、その他、制限事項は駐屯地の諸規則に従うものとする。また、喫煙については指定された場所にて行うものとする。
 - (11) 作業の安全には十分に留意し、必要に応じて危険防止のための措置を講ずると共に、ことあるごとに作業員に注意喚起し、火災予防・安全管理を徹底させるものとする。
 - (12) 本工事で生じた発生材のうち、監督官が指示する鉄屑等については、種別毎に整理したうえ、指定場所（駐屯地内）へ搬入し、所定の調書と共に官側へ引継ぐものとする。その他の発生材は請負者の責任において全て構外に搬出し、関係法令等に従い適正に処分するものとする。
 - (13) 本工事においては原則として電気・水は官給しない。使用する場合はあらかじめ監督官と調整の上、請負者側において使用量が確定できる処置を実施し、その使用料金を徴収するものとする。

5 特記事項

- (1) 本役務にて取替を実施する避雷装置の仕様は下表によるものとする。

既設品仕様	取替部品仕様	数 量
高速回線避雷装置 ・メーカー：ニシム電子工業 ・型番：NRR-0101A	森長電子 ALPK-VAJ3P (T60)	1 台
	森長電子 ALPK-VAJ3P (T175)	2 台
	森長電子 ALPK-VAJ3P (T125) E	2 台
	森長電子 ALPK-VNJ3P (PWA30200)	1 台

※使用部材は上記製品の同等品以上とする。

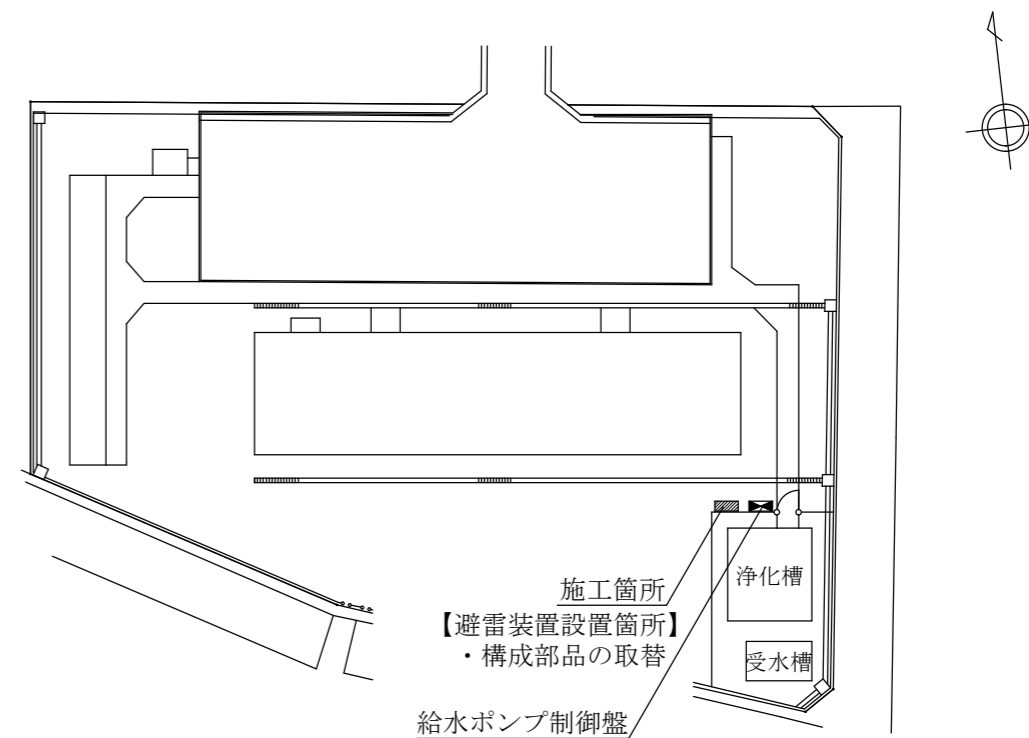
- (2) 作業工程については、監督官と事前に協議し決定するものとし、細部施工要領等については、官側の指示に従うものとする。
- (3) 使用部材については、事前に監督官より承諾を得るものとする。

6 提出書類

監督官が指示する書類については、提出期限を遵守し監督官に提出するものとする。



案内図 S=1/80,000



久田浜宿舎 配置図 S=1/400

件 名	久田浜宿舎避雷装置部品取替	図面番号	1 / 1
図 名	仕様書・案内図・配置図	作成年月日	R7. 7. 8
所 属	陸上自衛隊対馬駐屯地 後方支援隊		